

吉河市立吉河第三中学校教育振興会会則

第1条 本会は、吉河第三中学校教育振興会といい事務所を吉河第三中学校におく。

第2条 本会は、吉河第三中学校の教育振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1 本校の施設、設備の充実、助成に必要なこと。
- 2 本校生徒の文化活動の助成に必要なこと。
- 3 本校生徒の体育奨励振興に関すること。
- 4 その他目的達成に必要なこと。

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同した者をもって組織する。会費は会員一律年額1万円とする。

第5条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第6条 この会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 3名 会計 2名

顧問 1名 書記 2名

第7条 会長、副会長、会計、書記はPTAの会長、副会長、会計、書記が兼任する。

第8条 総会は毎年1回会長が招集する。但し、必要に応じて臨時総会を行うことができる。

第9条 総会に付議する事項は次の通りとする。

- 1 会則の制定並びに変更
- 2 予算の決定並びに決算の承認
- 3 本会の事業に関すること
- 4 会務の報告

第10条 幹事会は会長、副会長、会計、書記、顧問で構成し、会長が必要と認めた時これを招集する。その機能は次の通りとする。

- 1 総会の決議事項の処理
- 2 会務の分担
- 3 事業の企画
- 4 総会に提出する議案の作成
- 5 その他

第11条 校長はこの会のいずれの会議にも出席して意見を述べることができる。

第12条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

第13条 会計監査はPTAの会計監査3名があたる。

付則 1 本会は 昭和59年4月1日より実施する。

平成4年4月23日 一部改正

平成29年4月28日 一部改正

令和4年5月9日 一部改正